

# 1F通所リハビリテーション サービスご利用料金表

(要介護1～5)

令和7年6月1日改訂

① 自費請求分について	料 金	内 訳
食費(昼食分)	730円/日	食材料費分等として
おやつ代(利用者の希望による)	123円/日	ジュース・コーヒー・和菓子・洋菓子 等
日用品費	150円/日	タオル、おしぼり、バスタオル 等
教養娯楽費	150円/日	新聞、月刊誌、趣味材料費、年間行事等
おむつ代	実 費	施設のものを使用する場合 M:75円 L:80円 パット20円
持込おむつ代(処理費)	35円/枚	処理にかかる費用

② 施設サービス費について		単 位	内 訳
基本サービス費 (大規模特例)	要介護度1	715単位	所要時間6時間以上7時間未満となります。 要介護度により1日のご利用単位に差があります
	要介護度2	850単位	
	要介護度3	981単位	
	要介護度4	1,137単位	
	要介護度5	1,290単位	
リハビリテーションマネジメント加算(□)1	593単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間毎月開催、その内容を記録し利用者様や関係者にリハ職員が医師の指示の下助言を行う。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月間)	
リハビリテーションマネジメント加算(□)2	273単位/月	リハビリテーション会議を3ヶ月に一度開催、その内容を記録し利用者様や関係者に医師が説明する。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月以降)	
入浴介助加算I	40単位	入浴希望のご利用者対象	
サービス提供体制強化加算I	22単位	勤続10年以上の介護福祉士25%以上の配置(I1)	
中重度者ケア体制加算	20単位	中重度の要介護者を受け入れる体制を整えている	
短期集中リハビリテーション実施加算	110単位	退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内の期間に1週間に複数回集中的な個別リハビリテーションを実施した場合	
リハビリテーション提供体制加算	24単位	リハビリ職員を手厚く配置している。6時間以上8時間未満	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	ADL,栄養状態等基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合	
口腔機能向上加算	160単位	口腔機能状態に対する口腔機能計画の作成及び厚生労働省へ情報を提出し、サービスを行った場合(月2回限度)	
退院時共同指導加算	600単位	医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合	
重度療養管理加算	100単位	介護度3・4・5の方で別に厚生労働大臣が定める状態である利用者に医学的管理のもとサービスを行った場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位	開始日から3ヶ月以内の個別リハビリ実施(認知症対象)	
延長加算(I)	50単位	算定対象時間が8時間以上9時間未満の場合	
延長加算(II)	100単位	算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合	
同一建物通所利用者減算	-94単位	サービス付き高齢者向け住宅みずほに入居中している場合	
送迎減算	片道-47単位	居宅と施設間の送迎を行わなかった場合	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1250単位/月	目標を踏まえてリハビリ実施計画を作成し、能力の向上を支援した場合(開始月から6月以内)	
介護職員等処遇改善加算I	総単位8.6%上乘せ	資質向上や労働環境改善の取組を進めるもの	

上記①(自費請求分)＋②(単位計算分×10.33円の1割又は2割又は3割)がご利用者様の負担となります。

※ なお、上記金額・内訳につきましては、埼玉県 の 指導により変更されることがありますので、ご了承ください。

介護老人保健施設 瑞穂の里

# 4F 通所リハビリテーション サービスご利用料金表

(要介護1～5)

令和7年6月1日改訂

① 自費請求分について	料 金	内 訳
リハビリパンツ・パット処理費	35円/枚	処理にかかる費用

② 施設サービス費について		単 位	内 訳
基本サービス費 (大規模特例)	要介護度1	486単位	所要時間3時間以上4時間未満となります。 要介護度により1日のご利用単位に差があります
	要介護度2	565単位	
	要介護度3	643単位	
	要介護度4	743単位	
	要介護度5	842単位	
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)1	593単位/月	リハビリテーション会議を6ヶ月の間毎月開催、その内容を記録し利用者様や関係者にリハ職員が医師の指示の下助言を行う。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月間)	
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)2	273単位/月	リハビリテーション会議を3ヶ月に一度開催、その内容を記録し利用者様や関係者に医師が説明する。情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用する。(起算日より6ヶ月以降)	
サービス提供体制強化加算I	22単位	勤続10年以上の介護福祉士25%以上の配置(I1)	
中重度者ケア体制加算	20単位	中重度の要介護者を受け入れる体制を整えている。	
リハビリテーション提供体制加算1	12単位	リハビリ職員を手厚く配置している。3時間以上4時間未満	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	ADL,栄養状態等基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合	
短期集中リハビリテーション実施加算	110単位	退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内の期間に複数回集中的な個別リハビリを実施した場合	
口腔機能向上加算	160単位	口腔機能状態に対する口腔機能計画の作成及び厚生労働省へ情報を提出し、サービスを行った場合(月2回限度)	
同一建物通所利用者減算	-94単位	サービス付き高齢者向け住宅みずほに入居している場合	
退院時共同指導加算	600単位	医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合	
送迎減算	片道 -47単位	居宅と施設間の送迎を行わなかった場合	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250単位/月	目標を踏まえてリハビリ実施計画を作成し、能力の向上を支援した場合(開始月から6月以内)	
介護職員等処遇改善加算I	総単位8.6%上乘せ	資質向上や労働環境改善の取組を進めるもの	

上記①(自費請求分)+②(単位計算分×10.33円の1割又は2割又は3割)がご利用者様の負担となります。

※ なお、上記金額・内訳につきましては、埼玉県のご指導により変更されることがありますので、ご了承ください。

介護老人保健施設 瑞穂の里

# 1F・4F 通所リハビリテーション

# ご利用料金表

(要支援1、2)

令和7年6月1日改訂

① 自費請求分について	料 金	内 訳
食費（昼食分）	730円/日	食材料費分等として
おやつ代（利用者の希望による）	123円/日	ジュース・コーヒー・和菓子・洋菓子 等
日用品費	150円/日	タオル、おしぼり、バスタオル 等
教養娯楽費	150円/日	新聞、月刊誌、趣味材料費、年間行事等
おむつ代	実 費	施設のものを使用する場合 M：75円 L：80円 パット20円
持込おむつ代（処理費）	35円/枚	処理にかかる費用

② 施設サービス費について	単 位	内 訳
基本サービス費	要支援1	2,268 単位
	要支援2	4,228 単位
科学的介護推進体制加算	40 単位	ADL、栄養状態等基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合
長期間利用減算	要支援1	-120 単位
	要支援2	-240 単位
サービス提供体制強化加算（I）	要支援1	88 単位
	要支援2	176 単位
同一建物通所利用者減算	要支援1	-376 単位
	要支援2	-752 単位
口腔機能向上加算Ⅱ	160 単位	口腔機能状態に対する口腔機能計画の作成及び厚生労働省へ情報を提出し、サービスを行った場合(月2回限度)
一体的サービス提供加算	480 単位	栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのいずれかのサービスを1月に2回以上実施（栄養改善加算・口腔機能向上加算との同時算定不可）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位 8.6%上乘せ	資質向上や労働環境改善の取組を進めるもの

上記①（自費請求分）＋②（単位計算分×10.33円の1割又は2割又は3割）がご利用者様の負担となります。

※ なお、上記金額・内訳につきましては、埼玉県のご指導により変更されることがありますので、ご了承ください。

介護老人保健施設 瑞穂の里